

令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和4年11月10日(木) 午前10時~12時

場所 横浜市役所18階会議室(みなと1・2・3)

次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(3団体) 【資料1、資料2-1~3】
- (2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体) 【資料3-1~2】
- (3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(2団体) 【資料4-1~2】
- (4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(6団体)
【資料5、資料6、資料7-1~6】

3 報告事項

- (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料8】
- (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料9】
- (3) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について 【資料10】
- (4) 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料11】
- (5) その他
 - ・道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)概要 【資料12】
 - ・自家用有償旅客運送における旅客から收受する対価の取り扱いについて 【資料13】
 - ・横浜市福祉有償移動サービスガイドブックの改訂

次回、令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和5年1月13日(金)に開催いたします。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期: 令和4年4月1日から令和6年3月31日

	選出分野	団体等	氏名 (敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	ウチダ サツコ 内田 沢子
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 会長	カドモト マコト 門谷 真人
3		一般社団法人 神奈川県タクシー協会 常任理事	フジイ カイヂロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」	ウヰハラ ユミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	タカノ ハジメ 高野 元
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマザカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	イワノ ユキコ 井汲 悦子
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	ミツハシ ユタカ 三橋 裕
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キシジ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハベリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アツシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市野庭地域ケアプラザ 看護師	モリヤマ アツコ 榎山 敦子
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	ヤマノエ ケイコ 山野上 啓子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【資料1】

令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		新規登録		
		【資料2-1】 1	【資料2-2】 2	【資料2-3】 3
法人名称		一般社団法人青葉区医師会	一般社団法人笑楽	特定非営利活動法人 元気福祉就労支援ボランティア
介護保険法事業所指定		有	無	無
障害者総合支援法事業所指定		有	無	有
その他の運送区域		無	無	無
使用車両数(台数)		3	3	9
内訳	所有	3	1	9
	持込み	0	2	0
運転者(人)		6	3	4
対象者(人)		4	5	11
※旅客の範囲	イ	○	○	○
	ロ			
	ハ		○	○
	ニ		○	
	ホ			
	ト			
会費			入会金:1,200円 月会費:350円	
運送の対価		初乗り2kmまで400円以降、190円/km加算	初乗り2kmまで400円以降、180円/km加算	100円/km
【参考:タクシー料金】	【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分			
対価(料金)	迎車料	300円	350円	300円
	待機料	500円/30分	150円/15分	500円/30分
	介助料	1,000円	1,100円/30分	
	添乗・付添料	看護師:1,100円/30分 介護職員:675円/30分		
	その他の料金			
標準的な利用による対価(料金)	【標準の利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)		
	【運送の対価】	970円【400円(初乗り2km)+570円(190円/km×3)】	940円【400円(初乗り2km)+540円(180円/km×3)】	500円【500円(100円/km×5km)】
	【参考:タクシー料金】	1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】		
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料:350円 介助料:1,100円	迎車料:300円 介助料:無
	【総合計】	2,270円	2,390円	800円

※旅客の範囲:イ身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者/ロ介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者/ハ介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者/ニその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	一般社団法人青葉区医師会		
法人種別	一般社団法人		
事業等	【法人代表者氏名】	山本 俊夫	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成7年3月23日	横浜市青葉区あざみ野二丁目31番地1
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的 本法人は、日本医師会、神奈川県医師会、横浜市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達、公衆衛生の向上を図るとともに、横浜市青葉区及びその周辺地域の住民の健康保持・増進に関する事業、救急医療に関する事業並びに在宅における医療・看護・介護に関する事業を行うことにより、保健・医療・福祉・防災にわたる包括的な地域保健医療活動を推進し、もって医療水準の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 事業 本法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)医道と医療の確立に関する事項 (2)地域保健の向上に関する事項 (3)公衆衛生の指導啓発に関する事項 (4)地域医療の啓発・推進・発展に関する事項 (5)地域における看護及び介護並びに福祉に関する事項 (6)災害時における医療救護に関する事項 (7)保健・医療・福祉・防災に関わる情報の収集及び連携に関する事項 (8)横浜市青葉区休日急患診療所の運営管理に関する事項 (9)健康保険法・国民健康保険法及び介護保険法に基づく訪問看護事業に関する事項 (10)介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、第1号事業に関する事項 (11)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域生活支援事業に関する事項 (12)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害児通所支援事業に関する事項 (13)道路運送法に基づく福祉有償運送に関する事項 (14)自費負担による訪問看護サービス事業、訪問介護サービス事業、通所介護サービス事業、福祉用具貸与・販売事業、衛生用品販売事業等に関する事項 (15)在宅医療連携拠点事業に関する事項 (16)栄養ケア・ステーション事業に関する事項 (17)医師の研修及び研究並びに医療従事者の教養、学習に関する事項 (18)医業経営の改善に関する事項 (19)会員の相互扶助、福利厚生及び親睦に関する事項 (20)その他本法人の目的を達成するため必要な事項		
事業所所在地	青葉区医師会 荻田事業所 横浜市青葉区荻田北3-8-6	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	3台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 6人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	4人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 4人							
		4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		合計							4人
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円、以降、190円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	500円/30分				
		介助料		有	1,000円				
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	看護師: 1,100円/30分 介護職員: 675円/30分				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	970円【400円(初乗2km) + 570円(190円/km × 3km)】							
	【参考: タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円: 約416円/km) + 1,512円(100円/264m: 約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 1,000円							
	総合計	2,270円							
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 <small>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</small> <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input type="checkbox"/> 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当								

法人名称	一般社団法人笑楽		
法人種別	一般社団法人笑楽		
事業等	【法人代表者氏名】	青木 久義	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	令和4年7月19日	横浜市旭区中白根二丁目30番8号
	※履歴事項全部証明書より 当法人は、公共交通機関の利用が困難な者に対する移動手段の提供及び高齢者等に対する在宅による出張マッサージを行うことを通して、住み慣れた地域において健康で笑顔あふれる生活を送ることができるよう日常生活の支援を行うことを目的とする。 1. 福祉有償運送事業 2. 一般乗用旅客自動車運送業(福祉輸送事業限定) 3. 訪問マッサージ事業 4. あん摩マッサージ指圧等の施術所の運営に関する事業 5. 治療院の運営及び経営 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 7. 前各号に関するコンサルティング事業 8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	移動サービス笑楽 横浜市旭区上川井町2168番地3	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	1台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	2台
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 2人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 2人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 1人
	合計	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人

対象者	5人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 0人	3級 人	軽度 0人	要介護1 0人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 0人	2級 人	中度 2人	要介護2 0人	要支援2 人	人	内部障害 人
		4級 0人	1級 人	重度 0人	要介護3 1人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 0人			要介護4 1人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 1人			要介護5 0人			その他 人
		1級 0人						人
		1人	人	2人	2人	人	人	合計 5人
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考						
会費	入会金:1,200円、月会費:350円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円、以降180円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	350円			
		待機料		有	150円/5分			
		介助料	有	1,100円/30分				
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	無				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	940円【400円(初乗2km) + 540円(180円/km × 3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:350円 介助料:1,100円						
	総合計	2,390円						
運行管理体制	<input checked="" type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input type="radio"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 苦情対応の体制 <input type="radio"/> 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当	

法人名称	特定非営利活動法人元気福祉就労支援ボランティア		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	木元 理夫	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成23年 10月 12日	横浜市西区岡野二丁目3番30号
	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害者の就労支援を促進する為に障害者の就労環境を整え一人でも多くの障害者雇用を実現する為の施策を実現可能なものから実践することにより、障害者や健常者全ての人々が共生出来る地域社会づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 2 障害者の国家資格者によるはり、きゅう、マッサージ治療院の運営 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
	定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み		
事業所所在地	かけはし移動支援事業所 横浜市西区岡野2-3-9	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 9台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	8台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 8台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 1人 登録時まで取得予定 2人 ・セダン講習等 済 1人 登録時まで取得予定 2人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 1人 登録時まで取得予定 0人
	合計	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	11人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 1人	2級 人	中度 3人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 6人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 2人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 2人			要介護5 人			その他 人	
		1級 6人							
		11人	人	9人	人	人	人	合計 20人 (重複:9人)	
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	100円/km				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	500円/30分				
		介助料	無						
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	無					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無							
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	500円【500円(100円/km × 5km)】							
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:無							
	総合計	800円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当

法人名称	特定非営利活動法人ふれあいドリーム			更新登録申請有		
法人概要	法人代表者氏名	寒河江 豊子	【法人所在地】			
	法人設立年月日	平成11年6月3日	横浜市戸塚区俣野町1403番地			
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、地域社会における高齢者、障害者、疾病者及び年少者等が、加齢、疾病、あるいは障害等により身体能力や判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域・居宅で自らの意思に基づいた日常生活を過ごせるように、会員が協力・協調の精神のもとに、介護、介助等に関する事業を行うとともに、権利の擁護と財産の管理等を支援することにより、人々が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (3) 地域安全活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 介護保険法に基づく、訪問介護・介護予防訪問介護事業及び第1号事業等 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業・地域生活支援事業 (3) 横浜市高齢者ホームヘルプ事業 (4) 介護保険法に基づく、居宅介護支援事業 (5) 福祉有償運送事業 (6) ふれあい事業 (7) 成年後見制度に係る調査・研究・支援および受託事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定	有

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	
ニ:要介護認定者	○	ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者	○	ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 5人	要支援1 2人	人	肢体不自由 人
5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 8人	要支援2 8人		内部障害 1人
4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 2人			知的障害 人
3級 人			要介護4 1人			(認定者除く) 人
2級 1人			要介護5 3人			精神障害者 人
1級 1人						(認定者除く) 人
						その他 人
2人	人	人	19人	10人	人	1人
計						32人 (重複1人)

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由
 <ホ(要支援認定者)>
 脊柱管狭窄症、座骨神経痛、変形性股関節症等の理由から歩行が不安定
 <ト(その他)>
 透析のため(腰痛・座骨神経痛の痛みが強く単独での歩行困難)

法人名称	特定非営利活動法人つむぎ会			更新登録申請有
法人概要	【法人代表者氏名】	重村 憲司	【法人所在地】	横浜市磯子区洋光台六丁目4番10号難波江様方
	【法人設立年月日】	平成15年11月4日		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、障害者及び地域住民に対して、外出に関する事業等を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。 この法人は、上記の活動に係る次の事業を行う。 ① 外出支援に関する事業 ② 介護保険法による訪問介護事業 ③ 障害福祉サービス事業 ④ 横浜市移動支援事業			
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ		介護保険法事業所指定	無
			障害者総合支援法事業所指定	無

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	○
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○	ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ:要介護認定者	○	ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者	○	ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級	1人	3級	0人	軽度	0人	要介護1	4人	要支援1	1人		肢体不自由
5級	0人	2級	1人	中度	1人	要介護2	4人	要支援2	11人		内部障害
4級	0人	1級	0人	重度	2人	要介護3	2人				知的障害
3級	1人					要介護4	4人				(認定者除く)
2級	1人					要介護5	1人				精神障害者
1級	2人										(認定者除く)
											その他
5人		1人		3人		15人		12人		1人	人

計 36人

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由 <ホ(要支援認定者)> 歩行不安定(車イス利用)、在宅酸素
--

【資料4-1】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新登録申請

法人名称	NPO法人ぷろむなード
変更事項	運送の対価
提出日	令和4年9月29日
変更予定日	協議が調い次第

【個別輸送】

		新	旧
運送の対価		【距離制】 初乗り5kmまで300円 以降、100円/km加算	【定額制】 1回 300円
運送の対価以外の対価	迎車料		
	待機料		
	介助料		
	添乗・付添料	1回あたり、200円	
	その他		

【複数乗車】

運送の対価	集合地点から目的地、または目的地から解散地点までの走行距離により、 個別輸送に準じた運送対価で算出。乗車人数で按分する。 但し、初乗り5km以降にかかる対価については、1人乗車時：100円/km、2人乗車時は 50円/km(100円÷2人=50円)、3人乗車時は、33円/km(100円÷3人=33円)加算す る。
添乗・付添料	個別輸送に準ずる

単位：円

乗車距離別 料金表	1人乗車(個別輸送)	2人乗車	3人乗車
初乗り5kmまで	300円	150円	100円
～6km	400円	200円	133円
～7km	500円	250円	166円
～8km	600円	300円	199円
～9km	700円	350円	232円
～10km	800円	400円	265円
～11km	900円	450円	298円

【資料4-2】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑
変更事項	運送の対価・迎車料・介助料・その他
提出日	令和4年9月30日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り10kmまで、100円/km 10kmを超えた分は、200円/km 加算	100円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	5kmまで、300円 5km以上10kmまで、550円 以降、5kmごとに250円加算	300円
	待機料	(9:00~17:00)30分900円、以降450円/15分加算 (上記以外の時間帯)30分1,050円、以降525円/15分加算	
	介助料	【実費の場合】900円/1回 【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【車椅子対応】別途、250円/1回	900円/1回
	添乗・付添料	(9:00~17:00)30分900円、以降450円/15分加算 (上記以外の時間帯)30分1,050円、以降525円/15分加算	
	その他	遠方料金 5kmを超え、10kmまで 250円 10kmを超える場合 500円 <<車椅子使用料を削除>>	遠方料金 5kmを超え、10kmまで 250円 10kmを超える場合 500円 車椅子使用料 250円

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
12月	11日	特定非営利活動法人 ふれあいドリーム
	13日	特定非営利活動法人 総ぐるみ福祉の会
	21日	NPO法人ぷろむなード
	26日	特定非営利活動法人 たすけあい あさひ
令和5年(2023年)		
1月	4日	特定非営利活動法人 つむぎ会
	26日	NPO法人GOODJOB

令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		更新登録					
		【資料7-1】 1	【資料7-2】 2	【資料7-3】 3	【資料7-4】 4	【資料7-5】 5	【資料7-6】 6
法人名称		特定非営利活動法人ふれあいドリーム <small>変更登録申請</small>	特定非営利活動法人總ぐるみ福祉の会	NPO法人ぶるむなード <small>料金変更申請有</small>	特定非営利活動法人たすけあいあさひ	特定非営利活動法人つむぎ会 <small>変更登録申請</small>	NPO法人GOOD JOB
介護保険法事業所指定		有	有	無	有	無	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有	有	有	無	有
その他の運送区域		無	無	無	無	無	無
使用車両数(台数)		2	7	15	6	4	3
内訳	所有	1	5	2	6	0	0
	持込み	1	2	13	0	4	3
運転者(人)		4	11	6	10	4	4
対象者(人)		0	43	80	82	36	17
※旅客の範囲	イ	○	○	○	○	○	
	ロ		○		○	○	
	ハ		○		○	○	○
	ニ	○	○		○	○	○
	ホ	○	○		○	○	○
	ト	○			○		
会費		入会金:1,000円	入会金 1,000円 年会費 1,000円 (普通会员の入会年度の年会費は無料)		入会金:3,300円(初年度) 年会費:3,300円(次年度以降)	月会費:500円(利用月のみ)	
運送の対価		初乗り2kmまで、370円以降、150円/km加算	初乗り2kmまで400円以降、150円/km加算	初乗り5kmまで300円以降、100円/km加算	初乗り1kmまで200円以降、180円/km加算	初乗り2kmまで、350円以降、150円/km加算	150円/km
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分					
対価(料金) 運送の対価以外の対価	迎車料	1km未満 150円、 1~3km未満:300円、 3km~5km未満:500円、 5km以上:600円	(事務所から4km以上の場合)300円		230円	150円	300円
	待機料	300円/15分	15分以上30分まで:1,000円 30分以上60分まで:2,000円 以降、1,000円/30分加算		60分まで、1,000円 以降、500円/30分	300円/15分	300円/15分
	介助料	【介護保険等適用の場合】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】600円/30分	【介護保険適用の場合】 介助料、身体介護はケアプランによって、 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険適用外の場合】 介助料・付添料はかった時間の合計で算出 1,000円/30分		【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】 (月~土、8:00~18:00)1,500円 (上記以外)1,800円	500円	
	添乗・付添料	平日(月~金)9時~18時:600円/15分 その他の時間帯 :750円/15分		200円/回		500円/15分	600円/30分
	その他の料金	【歩行補助員及び車椅子積み下ろし作業料(片道)】 歩行補助員:300円/台、車椅子:500円/台 【キャンセル料】利用当日出庫前まで:500円 出庫後 :1,000円					
【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)					
【運送の対価】		820円【370円(初乗2kmまで370円/km) +450円(150円/km×3km)】	850円【400円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	300円【初乗り5km300円】	920円【200円(初乗り1km)+720円(180円/km×4km)】	800円【350円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	750円【450円(150円/km×3km)】
【参考:タクシー料金】		1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】					
【運送の対価以外の対価】		迎車料:300円 (利用者宅まで、1~3km未満の場合) 介助料:600円(30分)	迎車料:300円 (事務所から4km以上の場合) 介助料:1,000円	迎車料:無 介助料:無	迎車料:230円 介助料:1,500円	迎車料:150円 介助料:500円	迎車料:300円 介助料:無
【総合計】		1,720円	2,150円	300円	2,650円	1,450円	1,050円
※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者/ロ.介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者/ハ.介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者/ニ.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							

法人名称	特定非営利活動法人ふれあいドリーム			
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		変更登録申請有	
事業等	法人代表者氏名	寒河江 豊子	【法人所在地】	
	法人設立年月日	平成11年6月3日	横浜市戸塚区俣野町1403番地	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、地域社会における高齢者、障害者、疾病者及び年少者等が、加齢、疾病、あるいは障害等により身体能力や判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域・居宅で自らの意思に基づいた日常生活を過ごせるように、会員が協力・協調の精神のもとに、介護、介助等に関する事業を行うとともに、権利の擁護と財産の管理等を支援することにより、人々が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (3) 地域安全活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 介護保険法に基づく、訪問介護・介護予防訪問介護事業及び第1号事業等 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業・地域生活支援事業 (3) 横浜市高齢者ホームヘルプ事業 (4) 介護保険法に基づく、居宅介護支援事業 (5) 福祉有償運送事業 (6) ふれあい事業 (7) 成年後見制度に係る調査・研究・支援および受託事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所指定	有	
		障害者総合支援法事業所指定	有	
運送の区域	横浜市			
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	1台	
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	未	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 4人 ・セダン講習等 済 4人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	31人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 5人	要支援1 2人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 8人	要支援2 8人	人	内部障害 1人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 2人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 1人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 1人			要介護5 3人			その他 人
		1級 1人						
		2人	人	人	19人	10人	0人	1人
		合計 32人 (重複:1人)						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ホ:要支援認定者>脊柱管狭窄症、座骨神経痛、変形性股関節症等の理由から歩行が不安定 <ト:その他>透析の為(腰痛、座骨神経痛の痛みが強く、単独での歩行困難)						
会費	入会金:1,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで、370円以降、150円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	有	1km未満 150円、1~3km未満:300円、3km~5km未満:500円、5km以上:600円		
		待機料			有	300円/15分		
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	有	【介護保険等適用の場合】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】600円/30分		
		添乗・付添料			無			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有			【歩行補助具及び車椅子積み下ろし作業料(片道)】歩行補助具:300円/台、車椅子:500円/台 【キャンセル料】利用当日出庫前まで:500円 出庫後 :1,000円			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	820円【370円(初乗2kmまで370円/km)+450円(150円/km×3km)】						
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(利用者宅まで、1~3km未満の場合) 介助料:600円(30分)						
	総合計	1,720円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制			有	無	無	無	無
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当	

法人名称	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 保永 博行	【法人所在地】			
	【法人設立年月日】 平成14年 7月 31日	横浜市港南区日限山四丁目44番23号			
	※履歴事項全部証明書より 目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした福祉や介護に関するサービス等を提供することにより生涯学習と生きがいを共有し合えるまちづくりの推進を図ることを目的とする。 特定非営利活動の種類 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動 事業 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 住環境整備事業 ② 福祉に関する情報提供事業 ③ 配食サービス事業 ④ 居宅介護支援事業 ⑤ 訪問介護・家事援助等の在宅福祉サービス事業 ⑥ 地域との交流事業 ⑦ 生涯学習に関する事業 ⑧ 障害福祉サービス事業 ⑨ 地域生活支援事業 ⑩ その他目的を達するために必要な事業				
事業等	定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み				
事業所所在地	NPO総ぐるみ福祉の会 横浜市港南区日限山4-39-19 日限山ハイツ101号	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 有		
運送の区域	横浜市				
使用車両 7台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	4台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 1台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
		1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台			1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 1台
	普通車両(セダン等)	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 1台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	11人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 11人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 11人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	11人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	43人	内訳					
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)
		6級 1人	3級 人	軽度 人	要介護1 3人	要支援1 1人	肢体不自由 人
		5級 0人	2級 人	中度 5人	要介護2 7人	要支援2 4人	内部障害 人
					知的障害(認定者を除く) 人		
					精神障害(認定者を除く) 人		
					その他 人		
					合計 49人 (重複:6人)		
		旅客の範囲					
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考 <ロ:精神障害者>協議済み <ホ:要支援認定者>歩行困難(変形性関節炎、関節リュウマチ、両下肢機能障害等のため)					
会費	入会金 1,000円、年会費 1,000円(普通会员の入会年度の年会費は無料)						
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価		
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで400円、以降、150円/km加算		
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	(事務所から4km以上の場合)300円	
		待機料			有	15分以上30分まで:1,000円 30分以上60分まで:2,000円、以降、1,000円/30分加算	
		介助料			有	【介護保険適用の場合】 介助料、身体介護はケアプランによって、 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険適用外の場合】 介助料・付添料はかかった時間の合計で算出 1,000円/30分	
添乗・付添料		有					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			無				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)					
	運送の対価	850円【400円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】					
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】					
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(事務所から4km以上の場合) 介助料:1,000円					
	総合計	2,150円					
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

法人名称	NPO法人ぷろむなード			料金変更有
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人			
	法人代表者氏名	太田 幸弘	【法人所在地】	
	法人設立年月日	平成29年 9月 14日	横浜市緑区中山一丁目16番15号中谷ハイツ101号	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害児者に対し地域生活における様々な移動支援を行うことで、その地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3)道路運送法施行規則第51条に規定する福祉有償運送 (4)障害児者の地域生活の自立を促進する事業 (5)その他、この法人の目的を達成するために必要な活動			
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ		介護保険法事業所指定	無
			障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市			
使用車両 15台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	13台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 13台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済
		・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済
	普通車両(セダン等)	0台	0台	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済
・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済		
運転者	一種免許所持者	5人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 5人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 5人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 1人 登録時までに取得予定 0人
	合計	6人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	80人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	へ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 19人			要介護5 人			その他 人	
		1級 61人							
		80人	0人	0人	2人	1人	0人	0人	
		合計 80人							
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り5kmまで300円、以降100円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無				
		待機料			無				
		介助料			無				
		添乗・付添料			有	200円/回			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無							
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	300円【300円/初乗り5km】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料: 無 介助料: 無							
	総合計	300円							
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任		車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済		<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 整備管理責任者の選任				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 事故発生時の連絡体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 苦情対応の体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/>	非該当 該当		

法人名称	特定非営利活動法人たすけあいあさひ		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
法人代表者氏名	牧野 洋子		【法人所在地】
	法人設立年月日	平成11年 4月 9日	横浜市旭区四季美台28-1
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 本会は、地域住民に対して、「困ったときはお互いさま」を基本に、たすけあいの気持ちが息づく街づくりをめざして、市民参加で在宅福祉サービスに関する事業を行い、高齢者や障害者そして病気の方も、安心して暮らすことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。 本会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子供の健全育成を図る活動 本会は、上記の目的を実現するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 福祉サービスに関する事業 (2) 介護保険法に基づく事業 ア介護保険法に基づく居宅サービス事業 イ介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ウ介護保険法に基づく介護予防サービス事業 エ介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 オ介護保険法に基づく第一号事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (4) 本会が行う事業に関する相談、研修及び啓発に関する事業 (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事業		
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 6台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	3台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 3台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	3台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	7人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 7人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 7人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 3人 登録時までに取得予定 0人
	合計	10人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み

対象者	82人	内訳					
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)
		6級 人	3級 1人	軽度 人	要介護1 8人	要支援1 1人	肢体不自由 1人
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 32人	要支援2 1人	内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 18人		知的障害 (認定者を除く) 4人
		3級 1人			要介護4 7人		精神障害 (認定者を除く) 1人
		2級 1人			要介護5 4人		その他 人
		1級 5人					
		7人	1人	1人	69人	2人	0人
		合計 86人 (重複: 4人)					
		旅客の範囲					
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考 <ホ:要支援認定者>心不全や高血圧、両膝変形性関節症のため、ふらつき有。 <ト:その他>車いす歩行者(肢体不自由)、精神障害や知的障害者は目的地へ単独で行くことが難しい。					
会費	入会金:3,300円(初年度)、年会費:3,300円(次年度以降)						
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価		
	送迎の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り1kmまで200円。以降、180円/km加算。		
	送迎の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	230円		
		待機料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	60分まで、1,000円。以降、500円/30分		
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】 (月～土、8:00～18:00)1,500円 (上記以外)1,800円		
添乗・付添料		他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	無				
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)					
	送迎の対価	920円【200円(初乗り1km)+720円(180円/km×4km)】					
	【参考:タクシー料金】 ※送迎の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】					
	送迎の対価以外の対価	迎車料:230円 介助料:1,500円					
	総合計	2,650円					
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	特定非営利活動法人つむぎ会		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		変更登録申請有
法人代表者氏名	重村 憲司		【法人所在地】
	法人設立年月日	平成15年 11月 14日	横浜市磯子区洋光台六丁目4番10号難波江様方
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、障害者及び地域住民に対して、外出に関する事業等を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。 この法人は、上記の活動に係る次の事業を行う。 ① 外出支援に関する事業 ② 介護保険法による訪問介護事業 ③ 障害福祉サービス事業 ④ 横浜市移動支援事業		
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	3台
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 4人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 4人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	36人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	へ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 1人	3級 0人	軽度 0人	要介護1 4人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 0人	2級 1人	中度 1人	要介護2 4人	要支援2 11人		内部障害 人	
		4級 0人	1級 0人	重度 2人	要介護3 2人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 1人			要介護4 4人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 1人			その他 人	
		1級 2人							
		5人	1人	3人	15人	12人	0人	合計 36人	
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者>歩行不安定(車イス利用)、在宅酸素							
会費	月会費:500円(利用月のみ)								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで、350円。以降、150円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	150円				
		待機料		有	300円/15分				
		介助料		有	500円				
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	500円/15分				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	800円【350円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:150円 介助料:500円							
	総合計	1,450円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人GOOD JOB		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
法人代表者氏名	望月 直子		【法人所在地】
	法人設立年月日	平成26年 6月 17日	横浜市港南区港南台七丁目18番17号
法人事業	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害者(児)の地域生活と経済的自立を支援する事業を、地域交流と関連させて行うことにより、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 地域のために仕事をする障害者の支援事業 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (4) 障害者の地域生活と地域交流を支援する事業 (5) 障害者福祉に関するコンサルティング、企画運営、情報提供事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	特定非営利活動法人GOOD JOB 横浜市港南区港南台八丁目32番24号	介護保険法事業所指定	無 障害者自立支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	3台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 4人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 4人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	17人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 2人	要支援1 人	肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 10人	要介護2 1人	要支援2 人	内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 4人	要介護3 人		知的障害 (認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人		精神障害 (認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人		その他 人	
		1級 人						
		0人	0人	14人	3人	0人	0人	
							合計	17人
		旅客の範囲						
		イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者						
		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者						
		○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
		○ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
		○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者						
		へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者						
		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ホ:要支援認定者>協議済み						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	150円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円		
		待機料			有	300円/15分		
		介助料			無			
		添乗・付添料			有	600円/30分		
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	750円【450円(150円/km × 5km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km) + 1,512円(100円/264m:約378円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 無						
	総合計	1,050円						
運行管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ○ 整備管理責任者の選任 有 無 ○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無 ○ 事故発生時の連絡体制 有 無 ○ 苦情対応の体制 有 無 							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当	

令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	特定非営利活動法人アイ・介護サービス	R4.6.2	車両の増車	車いす車 3台 回転シート車 2台(+1台) セダン等 16台	車いす車 3台 回転シート車 1台 セダン等 16台
2	特定非営利活動法人サポートめぐみ	R4.6.2	廃止	廃止(令和3年5月31日) 【理由:人材不足、燃料等の高騰】	
3	特定非営利活動法人みなみかぜ	R4.6.6	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 2台(うち、軽2台) セダン等 1台(うち、軽1台)	車いす車 2台(うち、軽2台) セダン等 1台(うち、軽0台)
4	NPO法人ぷろむな一ど	R4.6.16	車両の減車	車いす車 17台(-1台) 【理由:車検有効期間満了のため、抹消】	車いす車 18台
5	福祉クラブ生活協同組合	R4.6.28	車両の増車	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台(+1台)	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 6台
6	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R4.0.7.6	車両の減車	車いす車 7台(-1台) 回転シート車 1台 セダン等 9台 【理由:4条許可車両へ変更したため】	車いす車 8台 回転シート車 1台 セダン等 9台
7	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R4.7.6	車両の減車	車いす車 4台 回転シート車 1台(-1台) セダン等 2台 【理由:廃車したため】	車いす車 4台 回転シート車 2台 セダン等 2台
8	特定非営利活動法人ふれあいドリーム	R4.7.7	法人の代表者の変更	寒河江 豊子	永田 伸夫
9	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R4.7.27	車両の増車	車いす車 2台 セダン等 9台(+1台)	車いす車 2台 セダン等 8台
10	特定非営利活動法人あやめ会	R4.8.3	法人の住所の変更	横浜市泉区下和泉三丁目27番6号	横浜市泉区下和泉三丁目22番15号
			法人の代表者の変更	高田 孝	佐久間 幹雄
			車両の減車	セダン等 10台(-1台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者が高齢のため辞職】	セダン等 11台
11	特定非営利活動法人だんだんの樹	R4.8.9	車両の減車	車いす車 1台 セダン等 1台(-2台) 【理由:団体所有の車両のみで運行することとなったため】	車いす車 1台 セダン等 3台
12	NPO法人ぷろむな一ど	R4.8.9	車両の増車	車いす車 16台(所有2台、持込14台) 【理由:持込車2台を抹消し、法人所有車を増やしたため】	車いす車 17台(所有1台、持込16台)
			車両の減車		
13	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	R4.8.10	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 7台(-1台) セダン等 5台(+1台) 【変更年月日:令和4年3月5日】	車いす車 8台 セダン等 4台
			車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 8台(+1台) セダン等 4台(-1台) 【変更年月日:令和4年4月5日】	車いす車 7台 セダン等 5台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
14	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会	R4.8.12	廃止	廃止(令和4年8月1日) 【理由:ボランティアの確保が難しいため】	
15	福祉クラブ生活協同組合	R4.8.15	車両の増車	【らら・むーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 8台(+1台)	【らら・むーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台
16	特定非営利活動法人移動サービスアクセス	R4.9.12	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 9台(うち軽2台)	車いす車 1台(うち軽1台) セダン等 9台(うち軽2台)
17	福祉クラブ生活協同組合	R4.9.15	車両の増車	【らら・むーぶ港南】 車いす車 2台 セダン等 7台(+1台)	【らら・むーぶ港南】 車いす車 2台 セダン等 6台
18	特定非営利活動法人GOOD JOB	R4.9.26	車両の種類の変更を伴う車両の入替 車両の増車	セダン等 3台(+1台) (所有:0台、持込:1台)	セダン等 2台 (所有:1台、持込:1台)
19	NPO法人ぷろむなード	R4.9.26	車両の減車	車椅子車 2台(所有車) 13台(持込車)(-1台) 【理由:7月に法人所有車を増車し、該当持込車の利用機会が減少したため】	車椅子 2台(所有車) 14台(持込車)
20	社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会	R4.10.5	廃止	廃止(令和4年9月30日) 【理由:ボランティアの確保が難しいため】	
21	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R4.10.6	車両の減車	車椅子車 4台(-3台) 回転シート車 1台 セダン等 6台(-3台) 【理由:持込運転者の退職のため】	車椅子車 7台 回転シート車 1台 セダン等 9台
22	福祉クラブ生活協同組合	R4.10.21	車両の種類の変更を伴う車両の入替 車両の減車	【ららむーぶ南】 車椅子車 2台(うち軽1台) セダン等 7台(うち軽2台)(-1台) 【理由:持込運転者の退職のため】	【ららむーぶ南】 車椅子車 2台(うち軽0台) セダン等 8台(うち軽2台)
22	特定非営利活動法人守の会	R4.10.27	車両の減車	車椅子車 3台 セダン等 0台(-1台) 【理由:リース終了のため】	車椅子車 3台 セダン等 1台

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。引き続き令和 4 年度も実施団体 24 事業所を訪問する予定です。

今回は、令和 4 年 5 月から 9 月までの訪問結果をご報告させていただきます。(13 団体)

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 10 項目の視点から確認を行っています。

1 名簿の管理について (道路運送法施行規則：第五十一条の二十五)

運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。

2 車両について (道路運送法：第七十九条の二三号)

登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。

3 安全な運転の確認について (道路運送法施行規則：第五十一条の十八)

安全な運転を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。

4 乗務記録について (道路運送法施行規則：第五十一条の十八)

乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。

5 運転者台帳について (道路運送法施行規則：第五十一条の十九)

運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。

6 事故について (道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十一)

事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。

7 苦情について (道路運送法施行規則：第五十一条の二十六)

利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

8 表示・掲示の義務について

(道路運送法施行規則：第五十一条の十九、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四)

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

9 料金表について (道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四)

料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

10 その他

- ・指摘項目として多かったのは、「運転者台帳」の不備に関する内容で、13 件中 6 件で指摘事項が見つかり、改善を指導しました。
- ・安全運転に係る確認項目では、「安全な運転のための確認表」では誤った確認方法や記録の保管がない事案が 2 件、「乗務記録」の記載事項に関する指摘が 3 件ありました。
- ・今回の訪問団体は、令和 4 年度第 2 回及び第 3 回運営協議会で、更新申請の対象事業所です。全体をとおしては、不備や記載ミスが減少しました。
- ・団体からの聞き取りでは、道路交通法施行規則改正について質問が多くありました。また利用者ニーズが多くある中、限られた車両と運転者では対応が難しく、断ることが心苦しいという話や運転者の確保の難しさ、ガソリン代の高騰による負担が増加している等の話がありました。

【資料 10】

事故報告 1 件

【資料11】

横浜市福祉有償移動サービス輸送等実績

	登録団体 (団体)	車両数 (両)		運送回数 (回)	1回あたり距離 (km/回)
		福祉車両	セダン等		
平成28年度	87	640		177,149	9.21
		267	373		
平成29年度	87	587		160,490	8.57
		254	333		
平成30年度	90	567		165,304	8.13
		254	313		
令和元年度	88	555		151,219	7.15
		242	313		
令和2年度	85	522		123,904	7.54
		226	296		
令和3年度	74	487		112,234	8.00
		192	295		

※年度末時点での数値を記載。

※登録団体数を除く数値については、各団体からの実績報告に基づく。

令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録	
日 時	令和4年6月13日（月）10時00分～12時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、水野委員、鈴木委員、靱山委員、内田委員、高野委員（リモート） 日下様（三橋委員代理）
欠席者	井汲委員、山野上委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 会長及び職務代理者の選出 4 福祉有償運送制度の概要等について 5 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（2団体） （2）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体） （3）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体） （4）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（4団体） （5）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体） 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について （2）事故報告について（3団体） （3）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について （4）令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要
決定事項	決定事項 ・協議事項(1)から(5)までについて合意
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 会長及び職務代理者の選出 <p>（事務局）委員の任期満了に伴う改選があった。改めて、会長及び職務代理者の選出を行う必要があるが、いかがか。</p> <p>（事務局）特に意見がないようであれば、事務局からの案として、西尾委員に会長を依頼したいと思うが、いかがか。</p> <p>（委員）異議なし。</p> <p>（事務局）それでは、西尾委員に会長をお願いしたい。</p> <p>（西尾会長）福祉有償移動サービスは非常に重要な役割を持っている。事業者の立場、利用者の立場、福祉関係の立場、それぞれの立場から、より良い運行が推進できるように協力をお願いしたい。次に、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故がある</p>

ときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の内田委員にお願いをしたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

4 福祉有償運送制度の概要等について(関東運輸局神奈川運輸支局)

(白石委員) 過疎地対策と重度障害者の移動困難の問題がごちゃ混ぜになっているような気がする。どう考えれば良いか。

(神奈川運輸支局) 先ほどの説明のとおり、自家用旅客運送制度という中で、制度としては一つのものとして位置づけられている。一方で、交通空白地と福祉有償運送制度は、場合分けして基準等が設けられている。制度としては、ごちゃ混ぜに感じてしまうのは仕方ない部分もあると思う。最近の流れでは、以前は、過疎地の運送と福祉有償運送を切り分けて実施していたが、一つの制度上にあるので、福祉有償運送の運営協議会で過疎地の運送についても取り扱えるようになり、また交通空白地の運送の運営協議会で、福祉有償運送についても協議ができるようになった。切り分ける部分は切り分け、同時に実施するほうが都合の良い場合は、同時に協議できるような制度になっている。

(白石委員) この平成27年資料によると、タクシー料金の半額となっているが、私たちが到底支払える金額ではないのだから、どうすれば良いのか。

(神奈川運輸支局) 運送の対価に関しては、運営協議会の中で協議が調べば、協議された金額で行うようになっている。目安として、タクシー料金の1/2程度となっている。運送の対価が、高い場合や低い場合であっても、状況等を判断し、運営協議会で協議が調べば実施できる。対価の設定に関しては、状況等の判断も含め、協議会で協議を行って欲しい。

(白石委員) この資料の中では、地域のコミュニティバスで100円程度と書いてあったが、重度障害者は、100円で利用できるのか。

(神奈川運輸支局) コミュニティバスは、福祉有償運送制度とは違う制度である。コミュニティバスも公共交通会議で議論をし、運賃に関しても協議を行い、地域として「この金額でいこう」という金額、例えば、100円だったり、50円だったりを設定することも制度上できる。事業者の方も運営に当てる資金として、収益性(収支)を求める部分もあるため、バランスを考えながら、協議さえ整えば、安い金額でも実施することはできる。

(西尾会長) 本運営協議会は、福祉有償運送について協議する場である。基準は示されているが、登録や対価の設定については、説明にもあったとおり、本協議会で協議を整えることによって実施できる。

5 協議事項

(1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(2団体)

(白石委員) 資料5-1に介助料とあるが、介助とは、どのような介助か。

(事務局) 自宅から車両へ乗車するまで、または、車から降車する時から目的地に到着するまでの介助するための料金である。

- (白石委員) 運転中は、まったく介助がないという事か。
- (事務局) 運転者のみに依頼した場合は、運転者は運転に集中するため、乗車中の介助は行わない。
- (西尾会長) そのほか、いかがが。
- (西尾会長) 意見等なければ、この2団体については、合意が得られたということで良いか。
- (委員) 異議なし。

(2) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議 (1 団体)

- (西尾会長) 福祉有償は、基本は個別輸送であるが、例外的なものとして、複数乗車の実施の協議依頼があった。意見、質問等いかがか。
- (白石委員) 複数乗車という言葉だが、利用者の他に介護人が付き添っている場合を想定しているのか。それとも、車いす利用者の2人、3人での利用を想定しているのか。
- (西尾委員) 申請のあった法人の複数乗車についての質問で良いか。
- (白石委員) 一般的な複数乗車の考え方について知りたい。
- (事務局) 福祉有償運送は、基本的に個別輸送であり、利用したい人がお一人で利用するものである。一人での移動が困難なため、付添人が必要な場合に付添の方に同乗して貰うことは、複数乗車に該当しない。付添のあるなしに係わらず、目的地が同一である利用者が、複数人で車に乗り向かうことを複数乗車という。本来であれば、各自で車両を手配し目的地に向かうが、利便性や利用者の状況等を考慮し、同じ目的地に向かいたい利用者が複数人乗車することを認めるかということが複数乗車の協議となる。
- (白石委員) 介護が常時必要な利用者、介護人が付き添っている場合は、利用できないということか。
- (事務局) 車両が手配できるのであれば、車いすを利用されている方と介助者が2組、3組と複数乗車して向かうことができる。それには、利用者の状態に対応できる車両を手配できること、利用者の安全を確保した運行管理体制がとられているか等、この協議会で協議や確認し、協議が調べば、実施することができる。
- (白石委員) 介護人は、人数に含めないということで良いか。
- (事務局) そのとおり。
- (西尾会長) そのほか、質問等いかがか。特に質問や意見がなければ、この複数乗車の協議について、合意が得られたということで良いか。
- (委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議 (2 団体)

- (白石委員) 車両の種類等は、どこをみれば分かるのか。
- (事務局) この資料には、車両の種類等の記載はしていない。今日配布した資料の中には、車両について記載した資料は含まれていない。
- (白石委員) 分からないということか。
- (事務局) 協議に必要ということであれば、今確認するがいかがか。

- (白石委員) 車いす利用者が車両を使用する場合、車の種類が限定されてくる。そのため、車の種類が分かった方が良いと思う。
- (事務局) 今回の旅客の範囲の拡大の対象は、知的障害者で、車いす利用者とは聞いていないため、セダン等の車両であっても問題ないと思うが、協議の上で必要であるということであれば確認するので、お待ちいただきたい。
- (事務局) たちばな福祉会は、法人が所有する車いす車が1台、法人所有のセダン等車両が2台の合計3台。福ちゃんパワーについては、法人所有の車いす車が8台、持込のセダン等車両が2台で、合計10台である。
- (白石委員) 車いすで利用する場合、種類が限定されるため、資料に記載した方が良いと思う。
- (西尾会長) 登録申請時には、車の種類や台数等の記載があり、必ず検討していただくことになっている。今回は、旅客の範囲の拡大についての申請であった。知的障害者の方の受入ということで、特に資料には車両の記載がなかったという説明があった。いかがか。
- (門谷委員) この2団体について、申請があったのはいつか。前回の協議会で、旅客の範囲の拡大申請については、書面協議でできないだろうかという話があったと思うが、そのあたりはいかがか。
- (事務局) 申請は、5月にあった。協議会が開催されることを前提に申請された。前回の協議で、持ち回りで書面協議という話があったが、要綱上は規定があるので行うこともできるようになっている。新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急事態に、一同の場での協議が実施できない場合を想定したものである。この協議会は、申請があり、いろいろな方から意見を出してもらい、合意し、団体に返していく。書面協議の場合は、一方通行になりがちである。以前の書面協議の際も、団体からの申請があつてから、協議が調うまで約3か月かかっている。書面でも、時間がかかってしまう場合もある。対面での協議会という場で協議するのが良いのではないかと考えている。
- (西尾会長) 旅客の範囲の変更は、協議会で協議すべき事項という理解で良いか。
- (事務局) そのとおり。旅客の範囲の変更、対価の変更、運送の区域の変更は、協議会での協議事項になる。各申請について、この協議会に出席しているいろいろな立場の方の意見を聞き、協議を行うということ、意見を出し合うことに意義がある。
- (西尾会長) そのほか、いかがか。特にないようであれば、この2団体の変更登録申請について、協議が調ったということで良いか。
- (委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議 (4団体)

- (白石委員) これだけ見ると、障害者か高齢者か、誰が利用するか分からない。明記して欲しい。
- (事務局) 先ほど、西尾会長からも話があつたが、新規や更新時には、旅客の内訳や車両についても明記している。今回は、運賃変更の申請のため、料金の部分だけ記載した資料になっている。今回、運賃変更申請のあ

った4団体のうち、3団体が更新申請も同時に行っているため、資料12-1以降で確認することができる。しかし、資料9-4については、今回、更新対象の団体ではないので、料金のみ記載した資料となる。

(白石委員) 高齢者と記載があるが、高齢者とは何歳からの人を指すのか。

(事務局) 高齢者とはどこに記載されているか。

(白石委員) 神奈川高齢者生活協同組合

(事務局) 法人名にある高齢者ということか。団体の意図は分からないが、一般的に高齢者とは65歳以上と解釈する。介護保険法上でも、65歳以上となっている。

(白石委員) 介護保険を基準としているということか。

(事務局) この法人が何を基準にしているかは分からない。

(西尾会長) 運賃変更についての協議である。委員本人の定義というのは、この場では難しいと思う。

(熊坂委員) 白石委員の質問は、この協議に必要なことなのか。自分自身のことであれば、別のジャンルになるのではないか。

(白石委員) 初めて参加したので、分からない点は質問をしておこうと思った。

(西尾会長) 今回、申請のあった4団体の運賃変更について、いかがか。

(神奈川運輸支局) 資料9-3の桃潤会について、介助料が1往復から1送迎となっているが、1送迎の定義は何か。

(事務局) 片道という意味である。

(白石委員) 神奈川高齢者生活協同組合のその他料金「電動ウインチ等の使用料」とは何か。またその項目を削除するということが良いのか。

(西尾委員) 事務局の説明では、法人が福祉車両を廃車したため、この項目を削除することだった。設備的なことで説明があれば、お願いしたい。

(事務局) 今、電動ウインチについての説明は難しい。後程、調べて伝える形で良いか。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) そのほか、質問等あるか。特にないようであれば、この4団体の運賃変更について、協議が調ったということで良いか。

(委員) 異議なし。

(5) 道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議 (8団体)

(門谷委員) 8団体の資料について、運行管理体制や事故の連絡、苦情の対応等、事務局で書類を確認していると報告であったが、資料の中に記載した方が良いのではないか。知床遊覧船の事故でも、過去に事故があったにもかかわらず、免許の更新がなされていた。あまりにも苦情が多いとか、事故が多発しているとか事業所には、更新の際に注意をする等の指導が必要だと思う。出来れば、更新手続きまでの3年間の事故や苦情、交通違反等の報告を記載して欲しい。

(事務局) 知床の観光船の事故については、学ぶことが多いと考えている。個人情報もあるので、提出された書類をどのように扱うか、この運営協議会で活かせるか、一度持ち帰らせていただきたい。

(西尾会長) 更新時の運行管理体制の確認等については、一度事務局の方で検討し

てもらいたい。

(事務局) 新規・更新手続きの際は、事務局できちんと確認をしている。昨年度から運転記録証明書を提出してもらっているので、事故や違反の多い運転者については、団体に確認している。書類での確認は、今までも行っていたが、この場での報告方法については検討させて欲しい。

(西尾会長) 今回更新対象の8団体については、重大な事故を3年間起こしていないということで良いか。

(事務局) そのとおり。横浜市には、重大な事故の報告は届いていない。

(白石委員) (新任委員向け) 説明会でも言ったが、今の意見に賛成する。事故の検証を明記して欲しい。

(西尾会長) その点も含め、事務局で検討して欲しい。

(事務局) 資料の出し方だが、今回の資料14をご覧いただきたい。事故が発生し、報告があった場合には、このように運営協議会で報告をしている。団体から報告があれば、この場で報告をしている。

(西尾会長) 報告事項の「福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について」の中でも、また説明があると思う。

(服部委員) 事故が発生した際に、横浜市に報告する義務はあるのか。

(事務局) ある。(道路運送法第79条の10:事故の報告) また運行管理体制の中に、事故発生時の連絡体制の記載がある。その連絡体制の中に、横浜市及び横浜市福祉有償移動サービス運営協議会への報告が記載されている。事故発生時には、報告を依頼している。

(服部委員) お願いであって、義務ではないのか。

(事務局) 義務という表現が適切かは分からないが、横浜市に報告することとなっている。

(西尾会長) 管理体制・連絡体制の中できちんと整っているということを確認した上で、資料に有と記載されているということだ。

(熊坂委員) 更新団体の過去の交通事故を含んだ不祥事を記録に残し、新規利用者が検索できることが大切である。時間の経過で、忘れてしまう。事故当時の代表者が変更になっていない場合、運営方針も全く変わっていない。その代表者は、時間がたてば忘れられると言っていたらしい。横浜市でその団体の情報を調べてもよく分からない。死亡事故につながるような事故が発生したことの記載がどこにもない。これは、おかしい。利用できる団体が、その団体しかない実態もある。事故を起こした団体が、きちんと更生し、良い方向に運営方針を変更したことが分かるデータを残して欲しい。警察、神奈川運輸支局、横浜市にも、事故の記録が残っていなかった。残っているのは、事故の被害者だけである。そのような状態は、これからの福祉有償運送に役立たない。実施団体の改善の経過を調べられる記録を残すということが大切だと思う。

(西尾会長) その点は、要望があったということで、事故記録についても今後検討していただきたい。その他意見等なければ、この8団体の更新申請登録は、合意が得られたということで良いか。

(委員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

(西尾会長) 軽微な変更報告について、質問等あるか。

(委員) 特になし。

(2) 事故報告について(1団体)

(服部委員) 保険はどうなっているのか。自賠責保険だけなのか。

(事務局) 保険については、横浜市で規定している条件がある。自賠責保険の他に、損害賠償保険への加入を求めている。対人：無制限、対物：1,000万以上の内容であることを確認している。

(3) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(白石委員) ドライバーによる虐待報告等あったか。

(事務局) そのような報告はなかった。

(白石委員) 障害者の立場が弱いため、虐待されるケースが多い。そのようなことが起こらないよう気をつけて欲しい。

(西尾会長) 虐待防止法の枠組みの中で対応するということもある。仮に、福祉有償運送の実施団体の中で、このようなことがあった場合、この運営協議会でも報告されると思う。

(白石委員) 虐待を受けたと感じた場合は、どこに相談すれば良いか。

(事務局) 各区役所の高齢・障害支援課に相談して欲しい。

(西尾会長) それぞれの安全確保の確認項目については、細かく記載されている。全団体を訪問することは難しいが、その年度の協議対象の団体や指摘事項のあった法人(事業所)に訪問し、安全確保の確認を行っているという報告であった。

(4) 令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の協議会の記録である。確認をして欲しい。その他、何かあるか。

(白石委員) 先ほどの虐待の件だが、各区役所の高齢・障害支援課に相談すれば良いとのことだが、その結果は、この運営協議会で報告されるのか。

(西尾会長) 虐待についての相談ということであれば、高齢・障害支援課での対応になり、福祉有償運送のサービス提供時であれば、報告や連絡があると思う。

(事務局) そのとおり。福祉有償運送でのことであれば、区役所から健康福祉局福祉保健課へ連絡がある。

(白石委員) 了解した。

(終了)

【資料13】

道路運送法施行規則改正（令和4年10月1日施行）について

道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されました。

安全運転管理者が選任されている場合と同等の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則が改正されました。

【概要】

自家用有償旅客運送者（団体）は、5両以上の自動車を管理する事務所（以下、「特定事務所」という。）の運行管理の責任者は、運行管理に関する講習（一般講習・旅客）を定期的に受講させなければならない。

【運行管理の責任者に課せられる講習】

＜＜講習について＞＞

- ・ 運行管理者講習（一般講習・旅客）
- ・ 国土交通大臣が認定する機関が実施
独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の支所や指定を受けた民間団体
- ・ 法令や運行管理業務、事故防止についての内容（約5時間）

※ 事前予約が必要です。

※ 開講スケジュールなど詳細は各実施機関へお問い合わせください。

＜＜受講のタイミング＞＞

- ・ 選任した日の属する年度の翌々年度。以後2年ごと

（経過措置）

- ①令和4年3月31日（令和3年度末）までの間に選任された運行管理の責任者
➡令和6年度3月31日（令和5年度末）までに一般講習を受講（以後、2年ごと）
- ②令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間）に安全運転管理者の講習を受講した運行管理の責任者
➡令和4年度に一般講習を受講したとみなし、
令和7年3月31日（令和6年度末）までに一般講習を受講（以後、2年ごと）

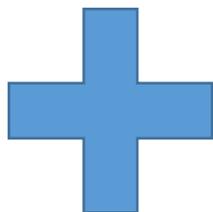
※ 受講の案内等はありません。各団体で受講のタイミングを確認し、必ず受講してください。

【運行管理者の責任者の業務】

運行管理の責任者に選任された人は、下記①～⑧の業務を行わなければなりません。

また、特定事務所においては、①～⑧までの業務に加え、⑨～⑫の業務を行う必要があります。

① 運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと
② 死者又は重傷者を生じた事故等を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適性診断を受けさせること（注意）
③ セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと (※)
④ <u>乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者</u> に対し、 <u>疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を対面により行うよう努め、その内容の記録、記録の1年間の保存</u>
⑤ 運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること
⑥ 運転者台帳の作成及び事務所への据え置き
⑦ 事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること
⑧ その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務



今回の道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)で、
特定事務所(自家用有償運送用の自動車5台以上)の運行管理責任者には、安全運転管理者(道交法)に課されていた役割を追加

⑨ 運行に関する計画
⑩ 長距離運転又は夜間運転の場合交替運転者の配置
⑪ <u>運転前、運転終了後</u> の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
⑫ アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、アルコール検知器を使用し、運転者に対する酒気帯びの有無の確認

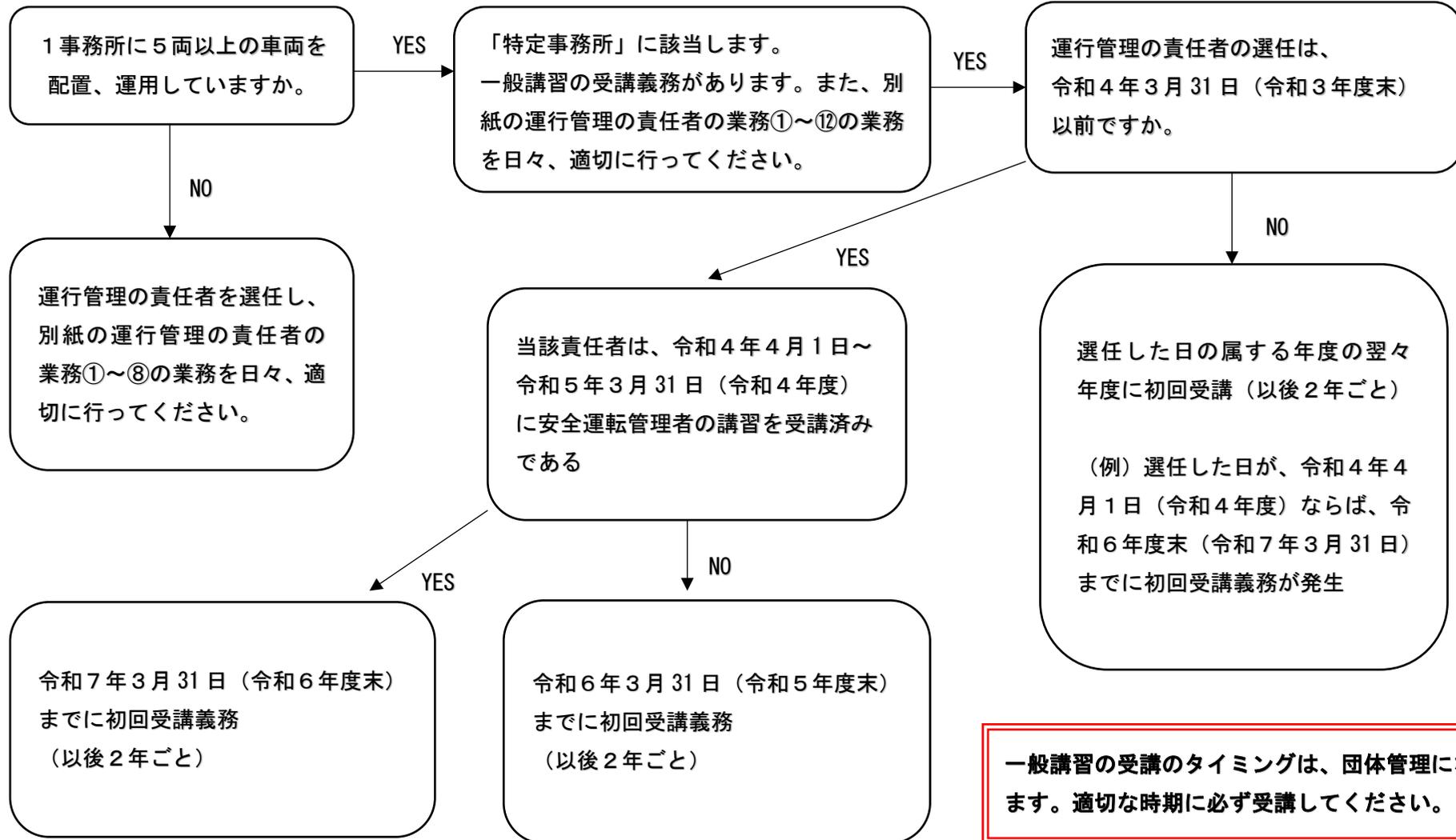
※ ⑫については、当分の間適用しない。

アルコール検知器の保持・使用については、当面義務ではないが、

乗務終了後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認は必要です。

START

別紙



【資料14】

自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取り扱いについて

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）により、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴い、旅客から収受する対価の取り扱いについて、別紙のとおり通知がありました。

実施団体において必要十分な数のアルコール検知器を購入・用意する必要があることから、その確実な実施を期するため、アルコール検知器の購入費用について、旅客から収受する対価への円滑かつ適正な転嫁を図る必要があります。

そのため、団体からアルコール検知器の費用の対価への転嫁の相談があった場合は、次のとおり対応し、直近で開催される運営協議会に諮ります。

【申請書類】

- ・ 料金変更申請書類一式

【添付書類】

- ・ 購入したアルコール検知器の単価、購入数が分かるもの（請求書や領収書など）
- ・ 購入したアルコール検知器の耐用年数が分かるもの（パンフレット等の資料など）

【考え方】

現行の対価にアルコール検知器の購入費用相当分を単純に上乗せする場合には、以下の算定式により算出します。

現行の対価＋（A/B）

A：1年当たりのアルコール検知器の購入費用
＝アルコール検知器の単価×購入数/耐用年数

B：1年当たり平均利用者数（実績報告書に記載されたものを参考にします。）

利用者に公平に負担をお願いするために、上乗せできる運送の対価は、初乗りの対価に限定します。そのため、初乗り設定を行っていない団体については、この料金変更申請時に、運送の対価の設定の変更も依頼します。

【旧】100円/km → 【新】初乗り1kmまで100円、以降100円/km加算
この部分に上乗せ

<<別紙>>

国自旅第245号
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）により、自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されることに伴い、自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価について、必要に応じて、各地方公共団体主宰による運営協議会等においてアルコール検知器の購入費用の転嫁のための変更の協議がなされるものであるが、当該費用の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、下記のとおり取り扱うこととしたので、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 基本的な考え方

自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認は、輸送の安全及び旅客の利便の確保の観点から重要であるところ、かかる義務を適切に履行するためには、各実施主体において必要十分な数のアルコール検知器を購入・用意する必要があることから、その確実な実施を期するため、アルコール検知器の購入費用について自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価への円滑かつ適正な転嫁を図る必要がある。

2. 自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

アルコール検知器の購入費用を単純に自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価に転嫁する場合（現行の対価にアルコール検知器購入費用相当分を単純に上乗せする場合等（注））については、運営協議会等における協議の手続きを書面等による協議に簡略化できることとする。

運営協議会等を主宰する各地方公共団体の事務局から相談、問い合わせ等があった

場合には、その旨を説明するなどにより周知を図ることとする。

(注) 現行の対価にアルコール検知器の購入費用相当分を単純に上乗せする場合については、以下の算定式により算出することが基本となるが、各運行の実態等を踏まえ合理的な調整を行うことは差し支えない。

現行の対価 + (A/B)

A: 1年当たりアルコール検知器の購入費用
= アルコール検知器の単価 × 購入数 / 耐用年数

B: 1年当たり平均利用者数

(参考事例)

① 現行の対価400円、1年当たり平均利用者数5,000名の運行を行う実施主体において、10,000円のアルコール検知器(耐用年数2年)を20個購入した場合

$$400 + (100,000 / 5,000) = 420 \rightarrow 420\text{円に変更}$$

② 現行の対価300円、1年当たり平均利用者数2500名の運行を行う実施主体において、4,000円のアルコール検知器(耐用年数1年)を10個購入した場合

$$300 + (40,000 / 2500) = 316 \rightarrow 320\text{円に変更}$$

③ 現行の対価200円、1年当たり平均利用者数800名の運行を行う実施主体において、3,000円のアルコール検知器(耐用年数1年)を6個購入した場合

$$200 + (18,000 / 800) = 222.5 \rightarrow 230\text{円に変更}$$